

はじまりの記憶

——銘文と詩篇のなかの祖考たち——

松 井 嘉 徳

【要約】二〇〇三年に発見された迷盤には、「迷曰く」で導入される自述の銘文として、皇高祖単公から迷に至る単氏八代が文王・武王から宣王に至る周王十二代に代々仕えていたことが語られていた。周人は文王・武王に「はじまりの時」を見出していたが、一方で、自述の銘文などで言及される「先王」と臣下の「祖考」は、固有名を伴わない集合的、非「歴史的」な存在でしかなかった。西周後期、叙事の詩篇が登場し、自述の銘文が固有名をもなった君臣関係を語りはじめるようになると、過去への言説は「歴史的」なものへと変質し、やがて文王・武王の「はじまりの時」以来の具体的な君臣関係を語ろうとする迷盤銘が出現するのである。臣下たちが「はじまりの時」に自らの家系の「はじまり」を見出していったとき、周王はそれをさらに遡及する先公の事績を回顧し、みずからの正統性を主張しようとする。周人・農耕のはじまりに位置する后稷、幽の地の記憶に結びつけられた公劉、周原の地に結びついて回顧される古公亶父といった先公たちの叙事詩が歌われ、やがて文王の父とされる王季を接続点として、文王・武王の「はじまりの時」は先公たちの系譜に埋め込まれていく。

史林 九一卷一号 二〇〇八年一月

はじめに

人々が自らの「歴史」を記憶し語ろうとするとき、そこにはその記憶を封じ込め、あるいは憑依させるためのモノ・ユメ・シタルなものが必要だったのではないだろうか。それは王墓あるいは宗廟でもかまわないだろうし、あるいは建国碑・凱

旋門といったものでもかまわないだろう。人々がそこに集い、それらを見上げるとき、人々は自らの「歴史」を実感し回顧することができたはずである。そして「王の二つの身体」といった議論が教えてくれるように、王の身体そのものもまた、王統の「歴史」を引き受け、それを可視化させるための一つの装置であった。

しかしながら、そのような有形のものだけではなく、いわば無形のものもまた記憶を封じ込め、憑依させるための入れ物となりえたのではないか。たとえば、さまざまな儀礼の場で演じられた舞踏劇や廟歌、あるいは語り部たちによる叙事の語りなどもまた、人々がそこに自らの「歴史」の記憶を封じ込める装置となりえたはずである。本稿が扱う中国古代、西周の時代にもまた、そのような無形の装置は存在していた。残念ながら、我々はそれらが実際に演じられていた場に立ち会うことはできないが、それらの文言は、青銅器銘あるいは中国最古の詩集である『詩経』の詩篇として現在にまで伝えられている。

本稿では、これら青銅器銘・詩篇の分析を通じて、周人たちが自らの「歴史」をどのように記憶していったのかを考えてみようと思うが、その際、次の二つの事柄に留意しておく必要があるように思われる。第一の留意点は、青銅器銘は同時代史料として西周史研究に欠くことのできないものではあるが、その同時代性は必ずしも青銅器銘が第一次史料であることを保証していないということである。青銅器銘もまた一種の編纂物である以上、その編纂の過程で語り手あるいは書き手による改編を蒙っている可能性を排除することはできない。逆に、そのような可能性を探ることで、青銅器銘が語ろうとする「歴史」の生成過程を見極めることができるのではないだろうか。第二の留意点は、『詩経』詩篇の多くが、青銅器銘とは逆に、西周期との同時代性を担保されていないということである。後にも述べるが、詩篇は儀礼の場で繰り返し演奏され改編を加えられたものであって、詩篇一篇のなかには幾重にもわたる時代の層が積み重なっているものと考えられる。詩篇を歴史学の史料とすることに對するためには、そのような詩篇の性質に由来するのであろうが、これら詩篇のなかに「歴史」の記憶が封じ込められていることもまた事実である。押韻・疊詠などといった文学的議論とは別に、

「歴史」の記憶を封じ込めるモノキュメントとして詩篇を利用できないか。歴史学の立場から、ささやかな試みを行ってみたい。

一 語られる家系

二〇〇三年一月一九日、陝西省眉県楊家村の村民が採土作業をしていたとき、高さ一〇数メートルの断崖の中程に一メートルほどの穴が口をあけた。中を覗き込んだ村民の目に飛び込んだのは、高さ五七・八センチ、重さ四六キロの鼎をはじめとする計二七件の青銅器群であった。「盛世吉金」と呼ばれる単氏家族青銅器群の発見である。^①

この「盛世吉金」のうち、一四件の青銅彝器は遼あるいは虜遼と名乗った人物の作器にかかるが、そのなかの遼盤には三七三文字からなる西周期屈指の長銘が鑄込まれており、そこから読みとれる情報は西周史の再考を迫るに十分なものであった。^③最初に、その訳を示すことにしよう。^④

遼が申し上げます（遼曰）。顕かなるわが皇高祖単公は、その徳を慎み、文王・武王を輔弼して、殷王朝を征伐し、天命を受け、四方を領有されました。文王・武王とともに、その支配領域をやすんじ、上帝の御心になつておられます。わが皇高祖公叔は、よく成王を輔佐し、天命を成就して、まつろわぬ者どもを征伐し、四国・万邦をさだめられました。わが皇高祖新室仲は、よくその心を幽明にし、遠きを懐け近きを治め、康王を輔弼し、朝貢せぬものをあまねく懐けられました。わが皇高祖恵仲懿父は、争いごとのない調和した統治を行い、はかりごとを成就して、昭王・穆王を佐け、政事を四方にひろめて、楚荆を征伐されました。わが皇高祖零伯は、その心を明らかにして職務を全うし、共王・懿王に仕えられました。わが皇亜祖懿仲は、つとめて孝王・夷王を輔佐し、周邦に功績をのこされました。わが父上（皇考）共叔は、つつしんで政事を調和させ、徳を明らかにして、厲王を輔佐されました。わたくし遼は、わが祖先（朕皇祖考）の職務を引き継ぎ、夙夜怠ることなく、その職務に慎んでおります。それ故、天子（宣王）はわたくし遼に多くの恩寵をお授けくださいます。天子よ、それ万年無疆にして、長寿を全うされ、

永く周邦を安定させ、四方をお治めになられますように。

王はかく申された（王若曰）。速よ、顯かなる文王・武王（丕顯文武）は、天の大命を受け、四方を領有された。なんじの祖先（乃先聖祖考）は、先王を輔弼し、よく大命につとめた。今、余はなんじの祖先を想い、なんじへの命をかさねる。なんじに命ず、榮兌を輔佐し、四方の虞・林を管轄し、宮廷の用をまかなえ。なんじに赤帝・幽黃・攸勤をあたえる。

速は天子の恩寵に^た対え^あ揚げ、わが祖先（朕皇祖考）の宝璽盤を作り、ご先祖（前文人）をお祀りいたします。ご先祖は天上におられ、下にあるものを慈しみ、速に多くの幸い、長寿をお授けくださいますように。速よ、いつまでも天子に仕えんことを。子々孫々まで、永くこの盤を宝とし祭祀をおこなわんことを。^⑤

右に示した速盤銘は形式上三つの段落に分けることができる。第一段は、「速曰」で始まるいわゆる自述形式の銘文で、皇高祖単公から速に至る単氏八代が文王・武王から天子（宣王）までの一二代の周王に仕えたことが語られている。銘文第二段は、「王若曰」によって導かれる王の命令文（冊命）。速が仕えている王（宣王）は、文王・武王が天命を受けて王朝を創建したことを確認するとともに、速の「祖考」たちが「先王」によく仕えたことを想い、それをうけて速に「四方の虞・林（山林藪沢）」の管轄を命じている。銘文最後の第三段には、速が王の恩寵に感謝し、この青銅彝器を作って祖先祭祀をおこなうことが記される。天上にいる祖先たちが速に数々の幸いをもたらすとともに、子々孫々に至るまでこの祖先祭祀が継続することを願う韻辭、すなわち言祝ぎの言葉で銘文は結ばれている。

速盤銘の第一段、すなわち速の自述でもって語られる単氏八代と周王一二代との対応関係は表一のようになるが、かつて論じたように、この対応関係は極めて作爲的・修辭的なものであり、これを無批判に歴史的事実であるとみなすことはできない^⑥。たとえば「わが皇高祖零伯は、その心を明らかにして職務を全うし、共王・懿王に仕えられました。わが皇垂祖懿仲は、つとめて孝王・夷王を輔佐し、周邦に功績をのこされました」といった表現からもうかがえるように、基本的には単氏一代と周王二代を対応させようとするこの語りの目的は、単一族の具体的な功績を示すことよりは、むしろ単氏と

表 1

周王	单氏
文王	皇高祖单公
武王	
成王	皇高祖公叔
康王	皇高祖新室仲
昭王	皇高祖惠仲盍父
穆王	
共王	皇高祖零伯
懿王	
孝王	皇亚祖懿仲
夷王	
厲王	皇考共叔
宣王	逖

歴代周王との間に結ばれていたであろう君臣関係を確認し強調することにあつた。单氏は文王・武王期より絶えることなく歴代周王に仕えつづけ、作器者逖もまた彼ら「祖考」にならつて天子（宣王）に仕え、天子から多くの恩寵を賜つた、逖盤銘第一段はそのことを語ろうとしているのである。

いるのだろうか。「逖曰」で始まる銘文第一段は、そもそも一体誰にむかつて語られているものなのだろうか。

林巳奈夫による青銅彝器の型式学的編年に依るならば、^⑦銘文冒頭が自述の形式で始まる青銅器銘は西周中期のA段階あたりから確認できるようになる。沈子也簋銘（四三三〇・ⅡA）^⑧

也が申し上げます（也曰）。うやうやしくぬかずきて、つつしんでわが父上（朕吾考）にお告げします。なんじの孝順なる子（乃鵬沈子）に命じて、周公の宗をつぎ、二公をお祀りさせられました。……^⑨

あるいは戎方鼎銘（二八二四・ⅡB）

戎が申し上げます（戎曰）。ああ、王は戎の父上甲公（戎辟烈考甲公）のことを想い、なんじの子なる戎（乃子戎）に命じて、虎臣を率いて淮戎の防衛にあたらせられました。戎が申し上げます（戎曰）。ああ、わが父上甲公と母上日庚（朕文考甲公・文母日庚）は、その美善をもつて、末永くなんじの子なる戎の心をひろげ、末永く戎の身によりそい、天子に寵愛され、なんじの子なる戎が万年までも天子にお仕えし、その身にあやまちがないようにされますことを。^⑩

がその早い例であるが、たとえば戎方鼎銘に「乃が子」とあるように、作器者が語りかけていたのはその亡き父、亡き母であつた。戎方鼎銘には続けて「戎うやうやしくぬかずきて、王命に対え揚げ、母上日庚（文母日庚）の宝障簠彝を作り、……」とあり、この青銅彝器の作器対象が「乃が子」戎の語りかける亡き母日庚であつたことを明記している。自述^⑪

形式の銘文とは、その青銅彝器でもって祭祀される亡き父母に対して語りかける祭祀の文言に淵源をもつものであったと考えることができるだろう。^⑬ 班簋銘（四三四一・ⅡA）では、銘文最後に「班拝稽首曰」として作器者班の自述が導入され、そこに、

班うやうやしくぬかずきて申し上げます。ああ、おおいなるわが皇公は、王室の美福をおうけになり、文王・王姁のご子孫（文王・王姁聖孫）に育まれ、高い地位にあつて、その功績を成就されました。文王の子孫（文王孫）は、それを模範とせぬものはなく、その功績にならぶものもございません。わたくし班はそのことを忘れることなく、父上・母上（昭考爽）の器を作り、大政となづけます。子々孫々まで、世々永く宝とするように。^⑭

とあるように、この青銅彝器もまた亡き父母の祭祀に供されるものであった。孟簋銘（四一六二・ⅡB）「孟が申し上げます。わが父上は毛公・趙仲とともに無需を征服し、毛公はわが父上にその工集団のなかから臣を下賜されました。わが父上の賜りし恩寵に対え揚げ、この彝器を作ります。子々孫々まで、永く宝とするように（孟曰、朕文考、眾毛公・趙仲、征無需、毛公賜朕文考臣、自厥工、対揚朕考賜休、用壹茲彝作厥、子々孫々、其永宝）」は作器対象を明示していないけれども、「わが父上の賜りし恩寵に対え揚げ、この彝器を作ります」とあることから、やはり亡き父の祭祀にかかわるものであったと考えることができる。

自述形式の銘文は西周後期のA段階あたりから文章の定型化がすすみ、同時に銘文の言及対象が父の世代を越えてより深い世代の祖先にまで及ぶようになっていく。^⑮ 二式癸鐘銘（二四七一・二五〇・ⅢA）

癸が申し上げます。顕かなる高祖・亜祖・父上（高祖・亜祖・文考）は、その心を明らかにし、尹□の威儀をたすけて、先王に仕えられました。癸はご先祖（祖考）にならつて、明德をもつて夙夜つつしみ、尹氏をおたすけいたします。皇王は、癸のつとめたるをよみせられ、佩玉をお与えくださいました。ご先祖（文人）の大宝協和鐘を作り、……^⑯

には、癸の高祖・亜祖・父がその徳望をもつて先王に仕えたこと、癸はかれら祖先にならつてその職務に努め、周王の恩

龍に浴したことが語られている。二式癩鐘銘が言及する高祖・亜祖が誰を指しているのかは必ずしも明確ではないが、同じく癩の作器にかかる一式癩鐘銘（二四六・Ⅲ）に「皇祖辛公・文祖乙公・皇考丁公」とあるのを参照すれば、それは癩の曾祖父辛公・祖父乙公を指していることになるだろう。^⑩

二式癩鐘の作器対象である「文人」は通常「前文人」と記され、天上から降り下って子孫に多福をもたらす文徳ある祖先を指している。二式癩鐘銘が言及する「高祖・亜祖・文考」とその作器対象である「文人」との関係はやや抽象的であるが、癩簋銘（四一七〇―七七・ⅢA）には、

癩が申し上げます。顕かなるご先祖（顕皇祖考）は、威儀を修め、先王に仕えられました。わたくしはそれにならって夙夜つしみます。王は癩のつとめたるをよみせられ、佩玉をお与えくださいました。ご先祖（祖考）の簋を作り、……^⑪

とあり、自述銘文が言及する「顕皇祖考」と作器対象とされる「祖考」はその語彙を共有している。言及される祖先がより深い世代に遡及しても、自述銘文と作器対象との関係は初期の自述銘文のあり方を踏襲しているように思われる。以下、西周後期A段階以降の自述銘文を挙げ、自述銘文が言及する祖先と青銅彝器の作器対象との関係を確認してみることしよう。^⑫

单伯昊生鐘（八二）	皇祖・烈考・祖考
井人安鐘（二〇九―一二・Ⅲ）	文祖・皇考
戎生鐘（近出二七―三四）	皇祖憲公・皇考昭伯
梁其鐘（二八七―九二・Ⅲ）	皇祖考
虢叔旅鐘（三三八―四四・Ⅲ）	皇考惠叔
師望鼎（二八二・ⅢB）	皇考克公
禹鼎（二八三―四・ⅢB）	皇祖穆公・聖祖幽大叔・懿叔

叔向父禹簋（四二四一・ⅢB）

皇考・先文祖

皇祖幽大叔

大克鼎（二八三六・ⅢB）

文祖師華父

文祖師華父

逯鐘（近出一〇六一〇九）

皇考

皇考共叔

踐鼎（『考古与文物』二〇〇五増刊）

皇高祖師婁・亜祖師□・亜祖師□・

亜祖師僕・王父師彪・皇考師孝

一部に作器対象が記されていないもの、あるいは井人人安鐘銘の和父のように作器者との関係がわからないものも含まれるが、號叔旅鐘銘の皇考惠叔、師望鼎銘の皇考寃公、大克鼎銘の文祖師華父など、自述銘文が言及する祖先と青銅彝器の作器対象は原則一致していたものと考えることができさう。逯鐘と同じ逯の作器にかかる逯鐘銘

逯が申し上げます。顕かなるわが父上（朕皇考）は、よくその心を明らかにし、ご先祖（先祖考）の徳にならない、先王にお仕えになれました。逯はご主君にお仕えし、夙夜怠ることなく、その職務に慎んでおります。天子は、わがご先祖がよくつとめられたことをお思いになり、逯に多くの恩寵を賜り、四方の虞と林とを管轄させられました。

逯は天子の顕かなる恩寵に対え揚げ、わが父上共叔（朕皇考共叔）の和鐘を作ります。この鐘を奏でて祭祀をおこない、ご先祖（前文人）をお招きいたします。ご先祖は天上におられ、わたくしに多くの幸い、長寿をお降くださいますように。逯よ、長命にしていつまでも天子に仕えんことを。子々孫々まで、永久にこの鐘を宝とせんことを。^②

は、逯の亡き父の徳望を讃えるものだが、その父とは逯盤銘が厲王に仕えたとき記していた共叔にはかならない。「わが父上共叔の和鐘」とは、この鐘がその共叔を祀るために作られたものであることを明言しているのである。

自述銘文の性格を以上のように考えることができるならば、逯盤銘の第三段にみえる盤の作器対象「わが祖先（朕皇祖考）」とは、第一段の自述銘文で逯が言及する皇高祖単公から逯の父共叔までの単氏七代の祖先たちであったことになる。逯は七代の祖先たちにむかって、それぞれの祖先が歴代の周王に仕えてきたことを語りかけるとともに、逯自身もま

た彼ら祖先にならって天子（宣王）にお仕えし、その恩寵に浴していることを語っていたのである。

① 陝西省文物局・中華世紀壇芸術館編『盛世吉金——陝西宝鸡眉县青銅器窖藏』（北京出版社出版集團・北京出版社、二〇〇三年）。

② 西周期の青銅器銘で三五〇字を越えるものは、この迷盤銘を除けば、散氏盤（三五〇字）・晋侯蘇編鐘（三五四字・小孟鼎（約三九〇字）・毛公鼎（四九九字）しか確認されていない。

③ 松井嘉徳『記憶される西周史——迷盤銘の解説』（『東洋史研究』第六四卷第三号、二〇〇五年）。

④ 以下に引用する青銅器銘についても、本稿ではその訳を示すこととする。しかしながら、各銘文の隸定・釈読については異説も多く、本稿で示した訳もまた一応のものでしかない。

⑤ 迷盤「迷曰、丕顯朕皇高祖單公、超々克明哲厥德、夾召文王・武王、捷朕、膺受天魯命、匍有四方、並宅厥勳疆土、用配上帝、孚朕皇高祖公叔、克迷匹成王、成受大命、方狄不享、用奠四國・万邦、孚朕皇高祖新室仲、克幽明厥心、柔遠能猷、会召康王、方懷不廷、孚朕皇高祖惠仲堯父、盤和于政、有成于猷、用会昭王・穆王、延政四方、撲伐楚荆、孚朕皇高祖零伯、辨明厥心、不墜□服、用辟共王・懿王、孚朕皇丕祖懿仲、敘諫々、克匍保厥辟孝王・夷王、有成于周邦、孚朕皇考共叔、穆々趨々、和詢于政、明陟于德、享佐厲王、迷盤傭朕皇祖考服、虔夙夜、敬朕死事、肆天子多賜迷休、天子、其万年無疆、耆黃耇、保奠周邦、諫辭四方、王若曰、迷、丕顯文武、膺受大命、匍有四方、則孫佳乃先聖祖考、夾召先王、爵勳大命、今余佳經厥乃先聖祖考、福京乃命、命汝疋榮兌、訊嗣四方虞・林、用宮調、賜汝苾苾・幽黃・攸勒、迷敢对天子丕顯魯休揚、用作朕皇祖考宝曆盤、用追享孝于前文人、前文人嚴在上、翼在下、猷々猷々、降迷魯多福、眉寿純嘏、授余康甕純祐、通祿永命、靈終、迷、吮臣天子、子々孫々、永宝用享」。

⑥ 武者章『西周王權と王統譜』（『史學』第七五卷第一号、二〇〇六年）は、松井嘉徳『記憶される西周史』（前掲）、あるいは松井嘉徳『吳虎鼎銘考釈——西周後期 宣王朝の実像を求めて』（『史窓』第六一号、二〇〇四年）で示したこの解釈を批判する。迷盤銘の記載を「史実」（七二頁）とする前提にたつたうえで、「迷盤銘では、『翼王（共王のこと）松井補う』・『懿王』・『考王（孝王のこと）松井補う』と父子関係で王位が継承されていたことになり、西周王朝の王統は、……飽くまでも直系的に受け継がれていたことになる。嫡長子制であったのかは確認できないが、単氏家譜の如く王統は、形の上で父子関係で継承されていたのである」（六七頁）と述べ、孝王を共王の弟とする『史記』周本紀記載の王統譜を否定する。しかしながら、「一二王と八世代の迷の家系の関係は、不自然であり、何らかの背景を考察すべきである」という趣旨の松丸道雄発言（七二頁）を引いているように、その「不自然」さの由つて来るところをこそ考察すべきである。第二章注③のファルケンハウゼンの主張も参照されたい。

⑦ 林巳奈夫『殷周時代青銅器の研究、殷周青銅器綜覧一』（吉川弘文館、一九八四年）。

⑧ 以下、青銅器銘の引用にあたっては、その初出に際して『殷周金文集成』（中華書局、一九八四—一九九四年。以下「集成」、あるいは「近出殷周金文集成録」（中華書局、二〇〇二年。以下「近出」）の著録番号、および林巳奈夫前掲書の編年案を付す。また『集成』『近出』に著録されないものについては、適宜その出典を示すこととする。

⑨ 沈子也簋「也曰、拜稽首、敢叙邵告朕考考、令乃鵬沈子、作劬子周公宗、陟二公」。

⑩ 戎方鼎「戎曰、鳥虘、王唯念或辟烈考申公、王用肇使乃子戎、率虎」。

- 臣禦淮戎、或曰、烏庠、朕文考甲公・文母日庚、弋休則尚、安永宕乃子或心、安永襲或身、厥復享于天子、唯厥使乃子或、万年辟事天子、母有罪于厥身、或拜稽首、对揚王命、用作文母日庚宝罍彝彝、用穆々夙夜障、享孝紱福、其子々孫々、永宝兹烈。
- ⑪ ローター・フォン・ファルケンハウゼン (吉本道雅訳)『周代中国の社会考古学』(京都大学学術出版会、二〇〇六年)は「献呈者」との表現を用いるが、本稿ではより一般的な「作器者」の語を用いることとする。
- ⑫ 或簋(四三・三・II B)に「乃子或拜稽首、对揚文母福烈、用作文母日庚宝罍彝、卑乃子或万年、用夙夜障、享孝于厥文母、其子々孫々、永宝」とあり、この青銅彝器もまた「乃子」或が亡き母日庚の祭祀に供したものである。
- ⑬ 「乃子」の表現はほかに乃子卣(五三・〇六・IA)「乃子作父庚宝罍彝」・乃子作父辛卣(九二・四・II)「乃子作父辛宝罍彝」・乃子克鼎(二七・二二)「辛伯蔑乃子克曆、宣絲五十錫、用作父辛宝罍彝」にみえているが、そのいずれも亡き父の祭祀に供される青銅彝器である。
- ⑭ 銘文中の「皇公」が誰を指すのかということについては定説がない。たとえば馬承源主編『西周青銅器銘文選』(文物出版社、一九八八年)は「班的父考」との注釈を付しているが、白川静『金文通釈』(白鶴美術館誌第一五輯、一九六六年。のち『白川静著作集別巻 金文通釈二』平凡社、二〇〇四年)は、この「皇公」を班簋銘「趙命曰、以乃族、從父征」の「父」、すなわち班的父輩にあたる毛公だと考えている。
- ⑮ 班簋「班拜稽首曰、烏庠、丕祔揚皇公、受京宗懿簋、毓文王・王姬聖孫、登于大服、広成厥工、文王孫、亡弗懷型、亡克競厥烈、班非敢覓、佳作昭考爽、曰大政、子々孫多世、其永宝」。
- ⑯ ファルケンハウゼン前掲書は、この時期に「西周後期礼制改革」が

あったことを主張し、祖先祭祀に関しては、「動的で狂暴でさえある身振りを中心とする『ディオニソス的な』儀礼から、新しいずっと形式化された『アポロ的』性格の儀式へという……宗教的転向を暗示する」(四八頁)と述べ、注では「トランス状態で祖先と交流できる宗教的な専門家が、崇拜の対象である祖先との血縁関係によって正当化された非専門家の『尸』に交代したことは、リネージ内部における権力の規則正しい伝承を保証する疑いなく決定的な一歩を踏み出した」と敷衍している。ただし「西周後期」を前八五〇年頃にかけることについては、吉本道雅「解題」に批判がある。

- ⑰ 二式銅鐘「癸曰、丕顯高祖・亜祖・文考、克明厥心、正尹□厥威儀、用辟先王、癸不敢弗帥祖考、秉明德、團夙夕、左尹氏、皇王対癸身懋、賜佩、敢作文人大宝協和鐘、……」。
- ⑱ 一式銅鐘「癸超々、夙夕聖趙、追孝于皇祖辛公・文祖乙公・皇考丁公和林鐘」。

- ⑲ 一式銅鐘・二式銅鐘といった青銅彝器は、一九七六年二月に陝西省扶風県の莊白一号窖藏から発見されたいわゆる微氏家族青銅器群に含まれる。ここには後に言及する史牆盤も含まれており、それらの青銅器銘によって、微氏家族の家系は、武王克殷以前の高祖にはじまり、武王克殷以後は、烈祖―乙祖―析(亜祖祖辛・皇祖辛公)―豊(乙公・文祖乙公)―史牆(皇考丁公)―癸と続いていたことが確認できる。尹盛平主編『西周微氏家族青銅器群研究』(文物出版社、一九九二年)を参照のこと。邦文では、池沢優『孝』思想の宗教学的的研究―古代中国における祖先崇拜の思想的発展(東京大学出版会、二〇〇二年)第二章「西周春秋時代の孝と祖先崇拜」に微氏家族青銅器群の総括的な分析がある。

- ⑳ たとえば『尚書』文侯之命「追孝于前文人」の偽孔伝に「以善使追孝於前文德之人」とある。

②① 痾盤「痾曰、顯皇祖考、廟威儀、用辟先王、不敢弗帥用夙夕、王討痾懋、賜佩、作祖考盤、……」。

②② 番生簋（四三・二六・ⅢA）は「番生曰」との文言をもたないが、その内容から自述形式とみなしうる。そこで言及される祖先は「皇祖考」と表現されている。

②③ 叔向父禹簋銘「叔向父禹曰、余小子、嗣朕皇考、肇帥型先文祖、恭明德、秉威儀、用疆圖受保我邦・我家、作朕皇祖幽大淑降盤」は、祖考の事績に言及しない点において、自述銘文としてはやや異例である。

作器の対象とされる皇祖幽大叔は、同一人物の作器にかかる禹鼎銘に皇祖幽大叔としてみえている。

②④ 迷鐘「迷曰、丕顯朕皇考、克著明厥心、帥用厥先祖考政德、享辟先王、迷御于厥辟、不敢墜、虞夙夕、敬厥死事、天子綏朕先祖服、多賜迷休命、飭圖四方虞・林、迷敢对天子丕顯魯休揚、用作朕皇考共叔和鐘、鎗々鎗々、雉々雍々、用追孝、昭格喜侃前文人、前文人嚴在上、數々發々、降余多福康幾・純祐永命、迷、其万年眉壽、吮臣天子、子々孫々、永宝」。

二 はじまりの時

迷盤銘の第二段は「王若曰」で導入される宣王の命令（冊命）文を記録していた。「迷よ、顯かなる文王・武王（丕顯文武）は、天の天命を受け、四方を領有された。なんじの祖先（乃先聖祖考）は、先王を輔弼し、よく天命につとめた。今、余はなんじの祖先を想い、なんじへの命をかさねる」とあるように、^①そこでは文王・武王による王朝の創建と、迷の「祖考」が「先王」に仕えてきたことが確認されていたのであった。かつて論じたように、文王・武王を一組とし、そこに王朝の「はじまり」をかける言説は、たとえば、師詢簋銘（四三四・二）

王はかく申された（王若曰）。師詢よ、顯かなる文王・武王（丕顯文武）は、天命を受け、殷の民衆をおいたみになられた。なんじの祖先（乃聖祖考）は、よく先王をたすけ、その爪牙となつて、その君を輔弼し、天命をさだめた。^②

あるいは、乖伯簋銘（四三三・二）

王はかく申された。乖伯よ、わが顯かなる祖文王・武王（朕丕顯祖文武）は、天命をお受けになられた。なんじの祖（乃祖）は、自らの国から来たつて先王をたすけた。^③

など、西周の中期頃から確認できるようになり、その後、師克盥（四四六七・八）^④・毛公鼎（二八四一・ⅢB）^⑤、そして迷盤

（四十二年遼鼎・四十三年遼鼎）といった青銅器銘へと引き継がれていく。遼盤銘第一段の自述が皇高祖単公を文王・武王の二王にかけて語ろうとするのは、この言説を利用しているのである。^⑤

しかしながら、文王・武王による王朝の創建は、本来、文王と武王が別々の役割を担って成し遂げられたものであったと考えられていた。史牆盤銘（一〇一七五・Ⅱ）に、

むかしの伝統を大切にされる文王が、調和した統治を行われたとき、上帝はすばらしい徳を文王に降し、大きく力添えをされて、文王に天と地とを併せ持たせ、一万もの邦々をまとめて授けられた。

実行力に富む武王は、四方の国々を征服し、殷王朝に打撃をあたえ、民たちを正しく導いた。いつまでも安定が保たれるようにと、盧や微を征伐し、夷や童を征伐された。^⑦

とあるように、王朝の創建は文王の受命と武王の克殷という二つの出来事に分かれたれていた。^⑧第一章でみた班簋銘「おおいなるわが皇公は、王室の美福をおうけになり、文王・王姫のご子孫に育まれ、高い地位にあつて、その功績を成就されました。文王の子孫は、それを模範とせぬものはなく、その功績にならぶものもございません」は、王朝の真の「はじまり」が武王の克殷にあったのではなく、むしろ文王とその妃である王姫に求められていたことを伝えている。

げにや天の命、ああ穆^{ふか}うして已まず、ああ顕かなるかな、文王の徳の純^{まこと}なる、何を以て我を恤^{あは}みたもう、われそれこれを受けて、怠らず文王の道に順^{したが}わむ、曾孫^{そうそ}これを篤^{あつ}うせよ。（維天之命^⑨）

げに清く光りわたれる、文王の典^{のり}、始めて天を祀りてより、今に至るまでそれもて功を成せり、げにわが周の禎^{さいわい}なるかな。（維清^⑩）

といった『詩経』周頌・清廟之什におさめられた宗廟での廟歌もまた、王朝の「はじまり」を文王に求めており、班簋銘に残された西周期の言説を保存しているのだと考えられる。^⑪

文王・武王の統言によって王朝の「はじまり」に言及していた遼盤銘第二段の王言は、続いて遼の「祖考」と「先王」

に言及していた。迷盤銘第一段を知っている我々は、この「祖考」が皇高祖単公・皇高祖公叔・皇高祖新室仲・皇高祖恵仲・皇高祖零伯・皇垂祖懿仲・皇考共叔の単氏七代、「先王」とは文王・武王、成王、康王、昭王・穆王、共王・懿王、孝王・夷王、厲王の十一代の周王を指しており、「祖考」と「先王」の君臣関係が具体的に、換言すれば「歴史的」に想起されていたのだろうと推測できる。しかしながら、たとえば先に挙げた師詢簋銘や乖伯簋銘の王言が言及する「祖考」と「先王」もまた、迷盤銘と同様に、個別具体的な周王と祖先の名を念頭に置く「歴史的」な文言であったと考えてよいのだろうか。

「祖考」と「先王」のかかわりに言及する青銅器銘は、迷盤銘第一段と同じ自述の銘文と、迷盤銘第二段と同じ冊命の王言に大別することができる。最初に、迷盤銘と同じくこの両者を併せもつ虎簋銘（近出四九一）を検討することにしよう。

王は内史を呼び、虎に冊命せよ、と申しつけられた。曰く、なんじの祖先（乃祖考）は先王に仕え、虎臣をつかさどった。今、われは汝に申しつける、なんじの祖先をつぎ（更乃祖考）、師戲をたすけ、走馬馭人と五邑走馬馭人をつかさどれ。……。虎うやうやしくぬかずきて、天子の大いなる恩寵に対え揚げます。

虎が申し上げます（虎曰）。頭かなるわが先祖（朕烈祖考）は、こころを明らかにして先王にお仕えになりました。天子はその子孫（厥孫子）をお忘れにならず、官職をお与えくださいました。天子よ、万年までこの命をかさねられんことを。虎は父日庚（文考日庚）の隣簋を作ります。子々孫々まで、永く宝とし、つつしんで宗廟で祭祀をとりおこなわんことを。^⑩

銘文第一段の冊命の王言では、作者者虎の「祖考」が「先王」に仕えたことが確認されとともに、虎に「祖考」の職事を嗣ぐことが命じられている。「なんじの祖先をつぎ（更乃祖考）」あるいはこれに類した文言は、たとえば虎簋と同じく虎（師虎）の作器にかかる師虎簋銘（四三二六・ⅡB）

王は内史を呼び、虎に冊命せよ、と申しつけられた。王はかく申された。虎よ、先王にあつては、すでになんじの祖先（乃祖

考）の職事を命じ、左右戯纂判をつかさどらされた。今、われは先王の命にならない、なんじに命じてなんじの祖先をつぎ（更乃祖考）、左右戯纂判をつかさどらせる。^⑬

などにも見られる冊命の常套句であり、当時の職事が世襲的であつたことを示している。虎篋銘の王言は虎に「祖考」以来の世襲的職事を命じており、それをうけて「虎曰」で導入される虎の自述は、虎の「祖考」が「先王」に仕えたこと、周王はその子孫である虎に職事を命じられたことを語っている。冊命の王言で確認された「祖考」と「先王」とのかかわりが、虎の「祖考」たちに対する語りのなかで再確認されていることになるが、そのいずれの場においても、「祖考」と「先王」の名が特定されることはない。「はじまりの時」にすら言及しない銘文のなかで、「祖考」と「先王」はその固有名を伴って語られることはなく、集合的な記憶のなかに埋没しているのである。

第一章で挙げた自述銘文についても検討してみよう。二式癭鐘銘「癭が申し上げます。顕かなる高祖・亜祖・父上は、その心を明らかにし、尹□の威儀をたすけて、先王に仕えられました」、癭簋銘「癭が申し上げます。顕かなるご先祖は、威儀を修め、先王に仕えられました」の二銘は、癭の「祖考」が徳望をもつて「先王」に仕えていたことを語っていた。癭の高祖・亜祖と呼ばれた「祖考」を先の推測のように癭の曾祖父辛公・祖父乙公と考えることができるならば、癭の「祖考」たちはいくぶん個別的に認識されていたといえる。しかしながら、彼らが仕えたであろう周王は「先王」と一括され、その固有名が示されることはない。さらに、自述銘文のなかから「祖考」と「先王」のかかわりに言及するものを抽出すれば、単伯昊生鐘「皇祖・烈考・先王」・梁其鐘「皇祖考・先王」・師望鼎「皇考寛公・先王」・禹鼎「皇祖穆公・先王」、そして迷鐘「皇考・先王」の五つの事例を挙げることができるが、単伯昊生鐘・梁其鐘銘にみえる「先王」は、それぞれの皇祖あるいは皇祖考が誰を指しているのか明記されていない以上、特定の周王に同定することはできない。師望鼎銘の皇考寛公が仕えた「先王」、あるいは禹鼎銘の皇祖穆公が仕えた「先王」は、祖考の名が記されていることによって特定の周王に同定することが可能であつたはずにもかかわらず、その具体的な王名が示されることはない。迷鐘銘で

迷の亡き父が仕えたとされる「先王」もまた、迷盤銘の自述に従えば厲王を指しているにもかかわらず、その名を用いようとはしないのである。冊命の王言、あるいは自述の銘文が言及する「祖考」あるいは「先王」は、基本的に固有名をともなわない集合的な「祖考」・「先王」であり、固有名をともなわないことによって、その語りは非「歴史的」なものとならざるをえない^⑭。単氏七代と周王一一代との君臣関係を執拗に、かつ「歴史的」に語ろうとする迷盤銘第一段は、一般的な自述銘文のあり方から逸脱しているといわざるをえないだろう。

冊命の王言と自述の銘文を併せもつ今ひとつの青銅器銘に大克鼎がある。その第一段は「克曰」で始まる自述銘文、第二段は「王若曰」に導かれる冊命の王言だが、その第一段の自述には、

克が申し上げます。うるわしきわが文祖師華父（朕文祖師華父）は、その心も聡く、はかりごとを安寧にされ、その徳を明らかにされました。それゆえ、その君たる共王（厥辟共王）を補佐し、王家をお治めになりました^⑮。

とあり、作者者克の祖師華父が共王に仕えていたことが明言されている。大克鼎は迷関係器にやや先行する青銅彝器であり^⑯、従って、共王に仕えた祖師華父は作者者克の三代ないしは四代前の祖先であつたと考えられる。迷盤銘第一段が言及する祖先の世代深度にはいまだおよばないが、一方で「祖考」と「先王」に固有名が与えられることによって、より迷盤銘に近い「歴史的」な記述へと傾斜していることがわかる^⑰。『詩経』大雅・蕩之什・江漢篇に次のようにある。

王、召虎に命じたまいぬ、あまねくに王化を布け、そのかみ文王・武王が命うけしとき（文武受命）、汝が祖召公はそのまもりなりき、われを小子と曰うなかれ、汝が祖召公のいさおを嗣ぎて、戎の公を疾くはげまば、それもと汝に福をば錫わむと。……召虎うやうやしくぬかずきて、王のめぐみに対え揚げ、器に銘を刻んで召公をまつり、天子がみいのことほぎまつる、つとめてやまぬおお君の、よきはまれ止むときなし、そのおん徳をしきつらね、四方の国にもあまねからむ^⑱。

この叙事詩には、文王・武王受命による王朝の創建に際して、召虎の祖召公がその輔弼にあたつたことが歌われている^⑲。西周の「はじめり」にまで遡って、周王と臣下の君臣関係が「歴史的」に回顧される言説のあり方は、迷盤銘第一段の文

王・武王と皇高祖単公の関係を彷彿させる。

かつて周王は「王若曰」の文言によって「顕かなる文王・武王」による王朝の「はじまり」を確認し、そこに起源をもつ王統の正統性を主張していたが、同時に、臣下の「祖考」と「先王」たちとの間に結ばれていたであろう君臣関係はいまだ集合的な記憶でしかなかった。しかしながら、大克鼎銘でみたように自述銘文が「歴史的」な語りに傾斜し、江漢篇のような叙事詩が成立するようになると、王統の正統性を主張していた周王の言説は換骨奪胎され、速の皇高祖単公がその「はじまり」にかかわり、以下、歴代の単一族もそれぞれの固有名をもって歴代の周王に仕えつづけてきたといった「歴史」が語られるようになる。皇高祖単公から父共叔に至る単氏七代の祖考たちにむかつて速がそれぞれの事績を語りかけ、それを書きとどめた盤がそれら祖考たちの祭祀に供されていたとしても、そのことは速の自述が「歴史的」事実であることを保証するものではない。速が祖先たちにむかつて語りかけていたのは、その速の語りかけを聞き、あるいはこの速盤銘を目にするであろう人々に共有されるべき「記憶」であつたといふべきである^③。

① 速盤と同出の四十二年逖鼎・四十三年逖鼎にも「王若曰」で導入される王言として「逖、丕顯文武、膺受大命、匄有四方、則繇隹乃先聖（祖）考、夾召先王、爵勳大命、褒周邦、余弗忘聖人孫子」といった表現がみえている。

② 師詢簋「王若曰、師詢、丕顯文武、膺受天命、亦則殷民、乃聖祖考、克左右先王、作厥爪牙、用夾召厥辟、褒大命」。同一人物の作器にかかる詢簋（四三二・ⅡB）もまた「王若曰、詢、丕顯文武受命、則乃祖褒周邦」と、文王・武王の受命と詢の祖先の功績に言及している。

③ 乖伯簋「王若曰、乖伯、朕丕顯祖文武、膺受大命、乃祖克堯先王、翼自他邦」。

④ 師克盃「王若曰、師克、丕顯文武、膺受大命、匄有四方、則繇隹乃先祖考、有爵于周邦、于吾王身、作爪牙」。

⑤ 毛公鼎「王若曰、父曆、丕顯文武、皇天引朕厥德、配我有周、膺受大命、率懷不廷方、亡不聞于文武耿光」。

⑥ 松井嘉徳「記憶される西周史」（前掲）。小南一郎「古代中国 天命と青銅器」（京都大学学術出版会、二〇〇六年）は、これを「始原の時」と表現しており、本章の章題はこれを踏まえている。

⑦ 史牆盤「曰古文王、初盤和于政、上帝降懿德、大粦、匄有上下、合受万邦、懋圖武王、邁征四方、撻殷、岐民永不恐、狄虐微、伐夷童。詠是小南一郎前掲書一九二頁を参照した。

⑧ 同様の言説は、𠄎尊（六〇一四・ⅠA）「王誥宗小子于京室、曰、昔在爾考公氏克速文王、肆文王受茲大命、隹武王既克大邑商、則廷告于天、曰、余其宅茲中国、自之辭民」、あるいは大孟鼎（二八三七・ⅠB）「王若曰、孟、丕顯文王、受天有大命、在武王、嗣文作邦、闡

厥匿、匍有四方、峻正厥民」といった成王・康王期の青銅器銘から確認できる。

- ⑨ 「詩経」周頌・清廟之什・維天之命「維天之命、於穆不已、於乎不顯、文王之德之純、假以溢我、我其收之、駿惠我文王、曾孫篤之。」以下、「詩経」の訳は目加田誠「定本 詩経訳注」(目加田誠著作集)龍溪書院、一九八三年)に従う。

- ⑩ 「詩経」周頌・清廟之什・維清「維清緝熙、文王之典、肇禋、迄用有成、維周之禎」。

- ⑪ 頌については阮元「釈頌」(《棟經室集》卷二)、王国維「説周頌」(《觀堂集林》卷二)などさまざまな研究があるが、ここでは白川静「詩経研究通論篇」(朋友書店、一九八一年。のち「白川静著作集 詩経Ⅱ」平凡社、二〇〇〇年)第四章「三頌研究」の見解に従う。

「周頌諸篇は西周後期、官職世襲の政治秩序が完成し、周が前王の余沢のうちにその支配をつづけていた時代の廟歌として、最もふさわしい性格をもっている」(『著作集』三六八頁)と白川は指摘しているが、康宮諸宮といった西周期の廟制が確立するのは西周後期をまたなければならず、その指摘は基本的に正しいものと考えられる。

- ⑫ 虎簋「王呼内史曰、冊命虎、曰、在乃祖考、事先王、嗣虎臣、今命汝曰、更乃祖考、正師戲、嗣走馬駟人眾五邑走馬駟人、……虎敢拝稽首、对揚天子丕祚魯休、虎曰、丕顯朕祖考、啓明克事先王、肆天子弗忘厥孫子、付厥尚宮、天子、其万年隴茲命、虎用作文考日庚虎簋、子孫、其永宝、用夙夜享于宗」。

- ⑬ 師虎簋「王呼内史曰、冊命虎、王若曰、虎、戡先王、既命乃祖考事、啇官嗣左右戲繁荆、今余佳帥型先王命、命汝更乃祖考、啇官嗣左右戲繁荆」。

- ⑭ 小南一郎前掲書に「現在の周王とその臣下と間の関係は、周王の王系と臣下の家との間で結ばれてきた、複数形のわれ(余)と複数形の

なんじ(汝、乃)との関係の中であって、きわめて薄い一層にしか過ぎなかった。銘文の中に当代の周王の個別の名が表明されないことも、冊命儀礼の根本的な原理が永遠に続く反復にあり、時間が撥無され、歴史的な個人という存在が大きな意味を持たないことの端的な表れなのである」(一六二頁)といった指摘がある。

- ⑮ 大克鼎「克曰、穆々朕文祖師華父、聰襄厥心、寧靜于猷、淑哲厥德、肆克恭保厥辟共王、諫辟王家」。

- ⑯ 大克鼎と同一人物の作器にかかる克鐘／鐃銘(二〇四一八／二〇九・Ⅲ)に「隹十又六年九月初吉庚寅」の日付があり、これは宣王一十六年のことを指していると考えられる。松井嘉徳「吳虎鼎銘考釈」(前掲)参照。

- ⑰ これが当時の祖先祭祀の一応の標準的な深度であったことについては、池沢優前掲書に指摘がある。

- ⑱ 第一章で引いた踐鼎銘には、皇高祖師妻から皇考師孝までの六代の祖先が言及されている。吳鎮烽「踐鼎銘文考釈」(《文博》二〇〇七年第二期)に、毛公鼎(林ⅢB)に近い器形だとあり、迷盤とほぼ同じ時代のものと考えることができる。この時期、言及される祖先の世代深度が一層深くなっていく傾向にあったことを示唆するものであろう。なお吳鎮烽「高祖・亜祖・王父考」(《考古》二〇〇六年第二期)は踐鼎銘にみえる高祖・亜祖・王父の称谓を検討し、「高祖」と「皇祖」一樣、只是对某一先祖的一种尊称、不是某一代先祖的专称。「亜祖」是在记述多位先祖时所使用的词语、是相对于前一位先祖的称谓、既不是一個家族「分支立族者」的称谓、也不是某一代先祖的专称。「王父」是祖父的别一称谓、并不是「祖父的兄弟」と結論づけている。特に亜祖の理解については、従来の多くの研究者と見解を異にしている。今後一層の検討が必要だろう。

- ⑲ 師罏鼎銘(二八三〇・ⅡB)「王曰、師罏、汝克乃身、臣朕皇考

「穆王」には、師叙が王の父穆王に仕えていたことが回顧されている。

臣下と周王の固有な名がそれぞれ確認できる事例であるが、これが王言であることには注意が必要であろう。本文に一部引用した史牆盤銘は、銘文前半で文王・武王・成王・康王・昭王・穆王・天子（共王）の事績を記し、後半では高祖・烈祖・乙祖・亜祖・文公乙公・史牆の微氏家族の事績を記すという「歴史的」な言説であるが、それはこの家系が「史」（記録官）として王朝に仕えていたことに関係するのであらう。

- ⑳ 「詩経」大雅・蕩之什・江漢「……王命召虎、來旬來宣、文武受命、召公維翰、無曰予小子、召公是似、肇敏戎公、用錫爾祉。……虎拜稽首、對揚王休、作召公考、天子万壽、明明天子、令聞不已、矢其文德、洽此四國」。

- ㉑ 詩篇中に登場する召虎は、五年珣生簋銘（四二九二・ⅢA）・六年珣生簋銘（四二九三）・召伯虎盃銘（近出四九七）にみえる召伯虎であり、詩篇の作者とされる尹吉甫は兮甲盤銘（二〇一七四・ⅢB）な

三 「はじまりの時」をこえる先公

「わが文祖師華父は、共王を輔佐し」あるいは、「わが皇高祖単公は、文王・武王を輔弼し」「わが皇高祖公叔は、成王を輔佐し」……と臣下が自らの祖先の勲功を語り、なおかつ、その自述が大克鼎銘や逯盤銘のように「王若曰」の王言を押さえ（あるいは内包して）、文頭に位置するようになったとき、文王・武王の「はじまりの時」は、もはや王家の独占物ではありえず、周王がそこからただ一人自らの正統性を引き出すことは困難になっていったはずである。臣下たちが王朝の「はじまり」以来の勲功を「歴史的」に語り始めるならば、逆に文王・武王に先立つ先公たちを回顧し、「はじまりの時」のさらに先なる「歴史」に正統性の淵源を求めようとする語りが必要とされることになるだろう。^㉒

どの作者が伯吉父であったと考えられる。

- ㉒ 白川静「詩経研究通論篇」（前掲）に「周王室がこのように、自らの神話伝説をその祭祀儀礼の頌詩雅歌として用い、その伝承を誇示するにつれて、王室の周囲にある大族の間にも、その家の伝承を、雅歌として伝えようとする意欲を促したであろう」（五七八頁）との指摘があり、その例として江漢篇のほかに、大雅・蕩之什の崧高・烝民・韓奕・常武の諸篇が挙げられている。

- ㉓ ファルケンハウゼン前掲書五一頁に「青銅器銘文も同様にこうした宗教的文脈の中で機能する。……儀式の過程で青銅器が食物や飲料を盛るのに用いられ、あるいは編鐘が演奏されるときにはいつでも、銘文はいわば反響しつづけ、過去の威信を現在のために活性化する。……青銅器銘文は歴史の客観的な記録などではなく、銘文が含むいかなる『歴史的』情報も儀礼上の必要を優先して修正されている可能性がある」との指摘がある。

『史記』周本紀は、文王・武王に先立つ先公の系譜を図一のように伝えている。これら先公のうち、周本紀がその事績に言及するのは后稷・不窋・公劉・古公亶父・季歷（王季）の五名にすぎず、うち図中の□で囲った后稷・公劉・古公亶父・季歷の記述は『詩経』の詩篇に取材したものである。^④

后稷についてもつともまとまった記憶を伝えているのは、『詩経』大雅・生民之什・生民篇である。

その初めに周人を生んだのは、こはこれ姜嫄、どのようにして生んだかといえ、よくつつしみよく祀って、子のない禍を払い去り、天帝の足の親指の迹をふんで心動き、ここに天の恩寵が加わりやどって、載ち娠り載ち夙み、載ち生みなせるもの、これこそ后稷であった。……

それ后稷の稊なわいは、神がこれを相あひけたもうた、茂った草をうち払い、ここによりきびを種まけば、あまねく苞ひく、種めづつ褒ほびつ、発きつ穂に出でつ、その実は堅く旨く、たわわにみのつた、かくて邠に家居を設けた。^⑤

訳文では省略したが、天帝の足跡を踏んで身みもった姜嫄から生まれた后稷は、その後、路地裏・林中・氷上に置かれるも、そのつど助けられるという周本紀冒頭の有名な説話が続き、次いで幼き時より農耕に親しみ、やがて邠の地に家居を設けたと歌いつがれていく。詩篇後半では、周人たちが后稷の業を嗣いで農耕に励み、上帝の祭祀を執り行うことが歌われるが、この生民篇での后稷は、周人あるいは農耕のはじまりに位置するとともに、邠という土地の記憶とも結びつけられる先公であった。邠は一般に漆水の下游、陝西省武功県西南に比定されており、一帯からは先周時代の土器を伴う遺跡（鄭家坡類型）が多く確認され、周人の故地の一つであったと考えられている。

后稷について記憶される公劉を歌うのは大雅・生民之什・公劉篇である。「心の篤い公劉は（篤公劉）」で始まる詩句を疊詠する公劉篇は、公劉が百の泉、広い原をみはらした後、幽の地に館を設けたことを歌う。

心の篤い公劉は、その土地広くまたとおく、日景をはかり岡にのぼり、陰と陽を見はかつて、水の流れを見定めた、そのいくさは三軍、低い土地高い原を度り、田を治めて糧をつくった、日の沈む方まで測量り、幽の居はまことに荒きかった。

心の篤い公劉は、幽の地に館を設けた、渭水の流れを横切つて、厲をとり鍛をとり、基を定めて地を理てば、ここに人衆く物豊かに、泉の澗を中にはさみ、過の澗にむかつて、衆人密く集うて、芮水のはてまで住みわたった。

幽の地は一般に陝西省涇水中流の彬県・旬邑県あたりとされるが、『史記』周本紀が「公劉が死んで、子の慶節が立ち、幽の地に都を定めた（公劉卒、子慶節立、国於幽）」と記すように、幽への遷徙説話にはぶれがあった可能性がある。公劉九代の子孫とされる古公亶父の遷徙を歌う大雅・文王之什・緜篇には「わが周人の生り出でたは、沮漆の川の辺であつた、古公亶父は、穴居の住居、まだその家も無かつた（民之初生、自土沮漆、古公亶父、陶復陶穴、未有家室）」とあり、幽の地に館を設けて住まわつたという公劉篇の記憶と明らかに矛盾している。公劉篇が後出のものであることを示唆するが、ここで重要なことは、后稷が邠の地と結びついて記憶されていたのと同様、公劉もまた幽という特定の地に結びついて回顧されようとしていたことである。そしてこの公劉に次いで語られる古公亶父もまた、特定の地周原と結びついて回顧されるのである。

古公亶父は、ある朝馬を走らせて、西の流れの岸にそい、岐山の下にやって来て、ここで姜女と、共に住んだ。

周の平野はよく肥えて、莩や茶も飴のように甘かつた、ここに始めてともに謀り、亀をきざんで灼いて占えば、ここに止まるべしという、そこで家をこの地に築いた。

かくて慰んじてここに止まり、右に左に分けて住まわせ、境をかぎり地を分かち、溝を導き畝を作り、西から東まで、のこりなく事を運んだ。

さて司空を召し、司徒を召し、宮室を建てさせた、この墨繩もまっすぐに、板をつかねてうち樹てて、廟をおごそかに造つた。

「周原廡廡たり」と周原の肥沃さを讃えた大雅・文王之什・緜篇は、次いでその地に宮廟を造営する場面へと移つてい

く。「もつこでザアザア土をはこび、築板の間にゴウゴウ投げ入れ、これをトントン打ちかため（球之隕隕、度之薨薨、築之登登）」と版築の作業が活き活きと歌われ、やがてその地に阜門・応門といった城門を構えた宮廟がそびえたつのである。周原の地は青銅器銘では「周」と呼ばれ、西周の最後期に至るまで王朝の「都」の一つであり続け、岐山県鳳雛村の「宗廟」建築遺址や扶風県召陳村の建築群遺址のほか、扶風県雲塘村・斉鎮村からは品字型の建築群が発見されている。さらに岐山県城の北約七・五キロの鳳凰山南麓からは王朝の創建に先立つ先周期（晩期）から西周早期・中期にピークをもつ周公廟遺跡が発見されている。縣篇には司空や司徒といった後代の官名がみえており、詩篇の成立をさほど古い時代を求めることはできないけれども、古公亶父は周原に展開していたであろう宮廟建築群の最初の造営者として周人に記憶されていたのである。^⑰

『詩経』の詩篇は実際の儀礼の場で演奏されつつ、同時に幾重にもわたって改編を蒙ってきたはずであり、白川静はその期間を「『詩』が社会的に生きていた時期」と表現している。^⑱ 詩篇の成立期を問うということは、この詩篇の「生命力」をいかに見積もるかということにかかっており、その見積もりによつて成立期の判断にも大きなゆれが生じるであろうことは想像に難くない。^⑲ しかしながら、これらの詩篇に封じ込められた記憶には、やはりその記憶が想起されるべき時期があつたのではないかと思われる。本章でみてきた詩篇は、特定の先公と特定の土地とのかかわりを回顧したものであつたが、東周期に至り、かつての陝西の故地を訪れることもかなわなくなった周人たちが、邠・豳あるいは周原の地を新たに歌い起こさなければならなかつたと考えることには抵抗がある。文王・武王による王朝の創建すら換骨奪胎された王室は、特定の地の記憶を媒体としつつ、先公たちの「歴史」を語ろうとしていたのではないだろうか。史牆盤銘あるいは逯盤銘が一言も触れようとしなかつた豊・鎬京の造営について、大雅・文王之什・文王有声篇が、

文王、天の命をうけ、この武の功あり、崇の国を伐つて後、都を豊に作りたまひぬ、文王はほむべきかな。

城築かんと溝をめぐらし、これに称いて豊都を作りぬ、その欲を急ぐにあらず、先祖に孝を致さんとなり、王后はほむべきかな。

……

鎬の京鎬池の宮居、西よりし東よりし、南よりし北よりし、来たり服さぬものもなし、皇王はほむべきかな。

トに問えばこれ王は、鎬京にこそ居るべけれ、亀トこれを定め、武王これを成就しましき、武王はほむべきかな。^{②④}

と歌うのもまた、その同工異曲なのであろう。

后稷・公劉・古公亶父、そして文王・武王までもが特定の地と結びついていくなかで、文王の父とされる王季（季歴）は、それとは別の役割を与えられて詩篇に登場してくる。最初に大雅・文王之什・大明篇を引こう。

摯国の仲女姓は任、殷の国から、来たり嫁し、周の京に婦となり、王季と共に、徳を行ない、この大任がみごもって、文王を生み給うた。

これこの文王は、何事にもよくつつしみ、明らかに上帝に仕えて、数多の福を招き給うた、そのおん徳違わずして、四方の国をば受け給うた。……

かくて天より命は降り、この文王に、周の京に命ぜられた、^{②⑤} 後の徳を継ぎたもうたは、莘国の長女、かしこくも武王を生み給うた、天はこの君を佑け命じて、大殷を伐たしめた。

文王の受命、武王の克殷をモチーフとし、省略した最後の句には武王の軍師であり、斉の始祖となる師尚父（太公望）の名もみえているが、詩篇の歌う時代は文王の「はじまりの時」を超え、王季とその妃大任の婚姻に及んでいる。同じく文王之什の思齊篇「それつつしみ深き大任は、文王のおん母、それいつくしみ深き周姜は、周室の婦、大姒このよきほまれをつぎ、百の男子を生みませり（思齊大任、文王之母、思媚周姜、京室之婦、大姒嗣徽音、則百斯男）」は、古公亶父の妃周姜、文王の妃大姒とともに、大任の名を歌うものの、大任はあくまでも文王の母として記憶されているのであり、大明篇の王季は、さらにこの文王の母たる大任の夫であるにすぎない。王季を歌ういまひとつの詩篇である文王之什・皇矣篇をみてみよう。

皇^{みかど}なるかな天帝は、赫^{あか}けく下に臨みたまひ、あまねく四方をみそなわして、民の定まるところを求めたもうた、夏・殷の二国が、その政を失えば、四方の国々を、きわめはかり、これに代わるものを指定して、まずその規模を増さむとし、そこで西の方を顧みて、大王に居所を与えたもうた。……

天帝その山を見給えば、とげある木々は抜かれて、松柏はよく伸びた、かくて天が邦をたてて己れの相手を設けたのは、大伯・王季に始まった、この王季というは、心親しくむつまじく、その兄にむつまじかった、さればその慶を厚くして、これに光を錫うた、楮^{さいわい}を受けて永く失わず、四方の国をよく保った。

これこの王季は、天帝その心を度りたもうに、清く静かなほまれあり、その徳はよく明らかに、よく明らかによく弁え、よく民の君長となり、この大邦に王として、民よく順い親しんだ、その御子文王に至つては、其の徳さらに遺憾なく、天の祉を受けて、永く子孫に伝えたもうた。^②

「天帝（上帝）」「四方の国（四方）」といった、かつて文王・武王の「はじめりの時」にかけられていた言説が、大王（古公亶父）あるいは王季へと遡及しているが、王季の具体的な事績、あるいは王季と結びつく特定の地が歌われることはない。王季は古公亶父と文王を繋ぐ役割しか担っておらず、それは古公亶父―王季―文王という「系譜」を「歴史的」に語るために必要な接続点でしかなかった。^③

① 白川静『詩経研究通論篇』（前掲）は、これを「周王朝の国家神話構成への要求」（五七七頁）と呼んでいる。

② 周本紀は后稷の時代について「后稷之興、在陶唐（堯・虞（舜）・夏（禹）之際」と記している。『国語』周語下に「自后稷之始基諸民、十五王而文始平之、十八王而康克安之、其難也如是」「后稷勤周、十有五世而興」とあり、后稷から文王までが一五代であったことは戦国後期にはすでに言説化されていた。しかしながら、この世代数が『史記』が記述する夏王朝・殷王朝の支配期間と齟齬することは明らかであり、『史記』劉敬・叔孫通列伝（『史記』敬説曰、……周之先自后稷、

堯封之、積德累善十有余世。公劉避桀居豳」は、后稷と公劉の間に一〇数世代のひらきがあったと主張している。近年でも、尹盛平『西周史証』（陝西師範大学出版社、二〇〇四年）など、后稷を固有名とせず、一〇数世代続いた氏族名あるいは官名と考える主張もあるが、后稷を陶唐・虞・夏の際とする記述に盲従する必要はないだろう。

③ これ以外の先公について、周本紀は「不窋卒、子鞠立」「公劉卒、子慶節立、國於豳。慶節卒、子皇僕立。皇僕卒、子差弗立。差弗卒、子毀隴立。毀隴卒、子公非立。公非卒、子高圉立。高圉卒、子亶圉立。亶圉卒、子公叔祖類立」とその即位の順を記すのみである。なお高

園・亜園の名は「春秋左氏伝」昭公七年「衛齊惡告喪于周、且請命、王使鄭簡公如衛弔、且追命襄公曰、叔父陟恪、在我先王之左右、以佐事上帝、余敢忘高園・亜園、」[国語]「魯語上」[周人籥翬而郊禋、祖文王而宗武王、……高園・大王、能帥稷者也、周人報焉]にみえるが、その系譜上での位置づけは明確ではない。

- ④ 不甞の事蹟について、周本紀は「[国語]周語上」[及夏之衰也、棄稷不務、我先王不甞用失其官、而自竄于戎・狄之間、不敢怠業、時序其德、纂修其緒、修其訓典、朝夕恪勤、守以敦篤、奉以忠信、奕世載德、不忝前人]」の記事に取材している。なお「春秋左氏伝」文公二年には「故禹不先鯀、湯不先桀、文・武不先不甞、宋祖帝乙、鄭祖厲王」とあり、文王・武王の祖として、后稷ではなく、不甞の名が挙げられている。

- ⑤ 「詩経」大雅・生民之什・生民「厥初生民、時維姜嫄、生民如何、克禋克祀、以弗無子、履帝武敏歆、攸介攸止、載震載夙、載生載育、時維后稷。……誕后稷之穡、有相之道、弗厭豐草、種之黃茂、実方实苞、実種実粟、実発実秀、実堅実好、実穎実栗、即有邰家室。……」。
- ⑥ 后稷を歌う大雅の詩篇には、ほかに蕩之什・雲漢「倬彼雲漢、昭回于天、王曰於乎、何辜今之人、天降喪亂、饑饉薦臻、靡神不举、靡愛斯牲、圭璧既卒、寧莫我聽。旱既大甚、蘊隆蟲蟲、不殄禋祀、自郊徂宮、上下奠瘏、靡神不宗、后稷不克、上帝不臨、耗斂下土、寧丁我躬。……」がある。「后稷不克、上帝不臨」とあるように、后稷は上帝と対にされており、上帝と周人を結びつける先公として記憶されていたことを示唆する。

- ⑦ 「史記」周本紀集解に「徐広曰、今諸郷在扶風、正義に「括地志」を引いて「故豳城一名武功城、在雍州武功県西南二十里」という。「漢書」地理志上・右扶風・豳の自注に「周后稷所封」とある。

- ⑧ 尹盛平前掲書一八頁。小沢正人・谷豊信・西江清高「中国の考古

学」(同成社、一九九九年)一五八頁。

- ⑨ 「詩経」大雅・生民之什・公劉「……篤公劉、既溥既長、既景邁岡、相其陰陽、觀其流泉、其軍三單、度其豳原、徹田為糧、度其夕陽、幽居允荒。篤公劉、于豳斯館、涉渭為亂、取厲取緝、止基適理、爰聚爰有、來其皇涇、溯其過澗、止旅乃密、芮鞠之即」。

- ⑩ 「漢書」地理志上・右扶風・栒邑の自注に「有闕郷、詩豳國、公劉所都」とある。

- ⑪ 周頌・清廟之什・思文「思文后稷、克配彼天、立我烝民、莫匪爾極、貽我来牟、帝命率育、無此疆爾界、陳常于時夏」は、生民篇に比べてより古層に属する詩篇であるが、そこでは后稷は農耕と結びつくものの、特定の地との結びつきをもたない。

- ⑫ 「詩経」大雅・文王之什・緜「……古公亶父、來朝走馬、率西水滸、至于岐下、爰及姜女、聿來胥宇。周原膴膴、萋萋如飴、爰始爰謀、爰契我龜、曰止曰時、築室于茲。迺慰迺止、迺左迺右、迺驅迺理、迺宜迺畋、自西徂東、周爰執事。乃召司空、乃召司徒、俾立室家、其繩則直、縮版以載、作廟翼翼。……」。

- ⑬ 松井嘉徳「周代国制の研究」(汲古書院、二〇〇二年)第一部第二章「周王の「都」」。

- ⑭ これらの遺址については、小沢正人・谷豊信・西江清高前掲書に要を得た紹介がある。

- ⑮ 周原考古隊「陝西扶風県雲塘・齊鎮西周建築基址一九九九～二〇〇〇年度発掘簡報」(「考古」二〇〇二年第九期)。張雪蓮・仇士華「周原遺址雲塘・齊鎮建築基址炭灰一四年代研究」(「考古」二〇〇四年第四期)は、これら建築群の年代を厲王から共和の頃であろうと推定している。

- ⑯ 「周公廟西周墓群重大發現專家談」(「文博」二〇〇四年第五期)。徐天進(近藤はる香訳)「周公廟遺跡の近年における成果とその考察」

〔陝豫訪古紀行——中国陝西省・河南省地域考察旅行報告〕（東洋文庫 中国古代地域史研究班編、二〇〇七年）は邦文で読める最新の報告の一つである。

⑬ 古公亶父（大王）と岐周との結びつきを歌う詩篇には、ほかに周頌・清廟之什・天作「天作高山、大王荒之、彼作矣、文王康之、彼徂矣、岐有夷之行、子孫保之」がある。

⑭ 白川静「詩経研究通論篇」（前掲）二三頁。

⑮ 「詩経」の成立期に関して一定の定点を与える詩篇がないわけではない。国風・召南・何彼穠矣には「平王之孫」が歌われ、小雅・節南山之什・十月之交に歌われる日食は幽王元（前七八一）年七月のものであると考えられている（齊藤国治・小沢賢二「中国古代の天文記録の検証」雄山閣、二〇〇二年など）。松本雅明「詩経諸篇の成立に関する研究」（東洋文庫、一九五八年。のち「松本雅明著作集」弘生書林、一九八七年）第六章「年代推定の資料」は、そのような詩篇を用いて「詩経」諸篇の成立年代を推定しようとした試みであり、大雅諸篇について、文王・下武が西周後期初、大明・靈台・思齊・皇矣・文王有声がそれに次ぎ、緯・生民は西周末〜東周初、それ以外的大部分は東周の作であろうと推定している。もちろん、この主張が鉄案であるわけではなく、たとえば赤塚忠「大雅文王篇・思齊篇の製作年代について」（『日本中国学会報』一六、一九六四年。のち「赤塚忠著作集五 詩経研究」、研文社、一九八六年）は、文王・思齊篇の成立を大盂鼎銘に近接した時期、すなわち康王期あたりに求めており、家井真「『詩経』の原義的研究」（研文出版、二〇〇四年）は逆に、「詩経」のような詩の成立を前四世紀前半以降に求めている。

⑯ 大雅・文王之什・文王有声「……文王受命、有此武功、既伐于崇、作邑于豊、文王烝哉。築城伊瀉、作豊伊匹、匪棘其欲、通追来孝、王

后烝哉。……鎬京辟廱、自西自東、自南自北、無思不服、皇王烝哉。考丕維王、宅是鎬京、維龟正之、武王成之、武王烝哉。……」。

⑰ 大雅・文王之什・大明「……摯仲氏任、自彼殷商、來嫁于周、曰嬪于京、乃及王季、維德之行、大任有身、生此文王。維此文王、小心翼翼、昭事上帝、聿懷多福、厥德不回、以受方國。……有命自天、命此文王、于周于京、續女維莘、長子維行、篤生武王、保右命爾、燮伐大商。……」。

⑱ 大雅・文王之什・皇矣「皇矣上帝、臨下有赫、監觀四方、求民之莫、維此二國、其政不獲、維彼四國、爰究爰度、上帝耆之、憎其式廓、乃眷西顧、此維与宅。……帝省其山、柞械斯拔、松柏斯兑、帝作邦作對、自大伯王季、維此王季、因心則友、則友其兄、則篤其慶、載錫之光、受祿無喪、奄有四方。維此王季、帝度其心、貺其德音、其德克明、克明克類、克長克君、王此大邦、克順克比、比于文王、其德靡悔、既受帝祉、施于孫子。……」。

⑲ 本章注⑬に引いた周頌・清廟之什・天作篇は、大王（古公亶父）と文王を歌うが、王季の存在には言及していない。また魯僖公（在位前六五九〜二七年）治世に成立したと考えられる魯頌・閟宮「閟宮有恤、実実枚枚、赫赫姜嫄、其德不回、上帝是依、无災无咎、彌月不遲、是生后稷、降之百福、黍稷重穰、稊稷薿薿、奄有下土、俾民稼穡、有稷有黍、有稻有秬、奄有下土、續禹之緒、后稷之孫、實維大野、居岐之陽、実始剪商、至于文武、續大王之緒、致天之嘏、于牧之野、無武無虞、上帝臨女、敦商之旅、克咸厥功。……」には、姜嫄・后稷・大王（古公亶父）・文武（文王・武王）といった系譜が歌われるが、公劉・王季の名には言及しない。公劉・王季の存在が同姓諸侯の魯にとつては必ずしも必須ではなかったことを示しているといえよう。

王季の末裔——むすびにかえて

かつて周人にとつての「はじまりの時」であつた文王は、王季を介して、古公亶父ら先公の系譜に接続されていた。

文王は、さらにその先に続いていたであろう系譜のなかに埋め込まれ、やがては「はじまりの時」を示す王であつたことを忘れられていくことになるだろう。かつて迷盤銘第一段が執拗に自らの家系の勲功を語っていたとき、それでも越えようとしなかつた文王・武王の「はじまりの時」を越える者が登場する。『春秋左氏伝』僖公五年条に「虢仲・虢叔は王季の子である（虢仲・虢叔、王季之穆也）」と記された王季の末裔、虢である。

虢は西周期以来の大族で、虢伯・虢仲・虢叔・虢季、さらには城虢仲・鄭虢仲に分節し、河南省の滎陽、黄河屈曲点東の平陸・陝、ならびに陝西省宝鸡といった地域に分散居住していたと考えられる。その後、虢一族は王朝「東遷」期の混乱を生き抜き、『春秋左氏伝』隱公元（前七二三）年条、

鄭の共叔段の乱に際し、その子公孫滑は衛に出奔した。衛人は、これがために鄭を攻め、麇延を占領した。鄭人は、周王の軍・虢の軍とともに、衛の南郊を攻めた。

で文献史料に登場し、その後、東周王朝を支える有力な氏族として記録されていくこととなる。右の隱公元年条を含めて、『春秋左氏伝』が記録する虢の記事を表二として整理しよう。

表二を一見して明らかのように、『春秋左氏伝』にみえる虢の記事は大きく二つの時代に分かつことができる。前半は魯隱公元（前七二三）年から桓公一〇（前七〇二）年までで、当時、王朝を支えていた鄭に代わって実権を掌握するようになり、前七一五年に虢公忌父が卿士となつたのち、前七〇二年に虢仲が虞に出奔するまでの時期。後半は魯莊公一六（前六七八）年から始まり、王子頹の乱平定をはさんだのち、いくつかの滅亡予言譚を挿入されつつ、僖公五（前六五五）年の最終的滅亡へと至る時期である。「虢仲・虢叔は王季の子である」との記事は、この僖公五年条に宮之奇の諫言としてみ

表 2

紀元	魯公	周王	記 事
前722	隱公 1	平王49	鄭共叔段之乱、公孫滑出奔。衛人爲之伐鄭、取廩延。鄭人以王師・虢師伐衛南鄙。
前720	隱公 3	平王51	鄭武公・莊公爲平王之卿士。王弑于虢。鄭伯怨王、王曰、無之。故周・鄭交質。……王崩、周人將畀虢公政。
前718	隱公 5	桓王 2	曲沃叛王。秋、王命虢公伐曲沃、而立哀侯於翼。
前715	隱公 8	桓王 5	夏、虢公忌父始作卿士于周。
前712	隱公11	桓王 8	冬十月、鄭伯以虢師伐宋。
前707	桓公 5	桓王13	王奪鄭伯政、鄭伯不朝。秋、王以諸侯伐鄭、鄭伯禦之。王爲中軍、虢公林父將右軍、蔡人・衛人屬焉、周公黑肩將左軍、陳人厲焉。
前704	桓公 8	桓王16	冬、王命虢仲立晉哀侯之弟緡于晉。
前703	桓公 9	桓王17	秋、虢仲・芮伯・梁伯・荀侯・賈伯伐曲沃。
前702	桓公10	桓王18	虢仲譖其大夫詹父於王。詹父有辭、以王師伐虢。夏、虢公出奔虞。
前678	莊公16	僖王 4	王使虢公命曲沃伯以一軍爲晉侯。
前678	莊公16	僖王 4	周公忌父奔虢、惠王立而復之。
前676	莊公18	惠王 1	虢公・晉侯朝王。王饗醴、……非礼也。
前676	莊公18	惠王 1	虢公・晉侯・鄭伯使原莊公逆王后于陳。
前674	莊公20	惠王 3	〈王子頹の乱〉冬、王子頹享五大夫、樂及徧舞。鄭伯聞之、見虢叔曰、……。虢公曰、……。
前673	莊公21	惠王 4	〈王子頹の乱〉鄭伯將王自園門入。虢叔自北門入。殺王子頹及五大夫。
前673	莊公21	惠王 4	王巡守虢。虢公爲王宮于蚌、王与之酒泉。鄭伯之享王也、王以后之簠鑑予之。虢公請器、王予之爵。鄭伯由是始惡于王。冬、王歸自虢。
前668	莊公26	惠王 9	秋、虢人侵晉。冬、虢人又侵晉。
前667	莊公27	惠王10	晉侯將伐虢。士鷁曰、不可。……。
前664	莊公30	惠王13	王命虢公討樊皮。夏四月丙辰、虢公入樊、執樊仲皮、歸于京師。
前661	莊公32	惠王15	秋七月、有神降於莘、惠王問諸內史過曰、是何故也。對曰、……內史過往、聞虢請命、反曰、虢必亡矣。虐而聽於神。神居莘六月。虢公使祝扆・宗区・史嚳享焉。神賜之土田。史嚳曰、虢其亡乎。……。
前660	閔公 2	惠王17	春、虢公敗犬戎于涇汭。舟之僑曰、無德而祿、殃也。殃將至矣。遂奔晉。
前658	僖公 2	惠王19	晉荀息請以屈產之乘与垂棘之璧假道於虞以伐虢。……虞公許之、且請先伐虢。宮之奇諫、不聽、遂起師。夏、晋里克・荀息帥師会虞師、伐虢、滅下陽。
前658	僖公 2	惠王19	虢公敗戎於桑田。晋卜偃曰、虢必亡矣。亡下陽不懼、而又有功、……不可以五稔。
前655	僖公 5	惠王22	晉侯復假道於虞以伐虢。……八月甲午、晋侯圍上陽。……冬十二月丙子、晋滅虢。虢公醜奔京師。師還、館於虞、遂襲虞、滅之。

えており、それは「文王の卿士となり、その勲功は盟府に保管されています（為文王卿士、勲在王室、藏於盟府）」と続けられている。虢仲・虢叔は王季の子として生まれ、兄弟であった文王の輔弼にあたっていたと語られているのである。^③

前六五五年の虢の滅亡後に、虢の始祖説話を語り始める必要はないだろう。西周期にあつては文王・武王の「はじまりの時」がいまだ有効であつたとするならば、虢の始祖を王季に求める言説は、王朝の「東遷」期以降の表二に示した時期に成立していったと考えることが最も整合的である。王季を歌う詩篇がその具体的な事績や特定の地とのかかわりを語ろうとしないのは、それら詩篇が王朝の「東遷」後に成立したものであることを示しているように思われる。

『春秋左氏伝』が記録する虢の記事は、周王治世とのかかわりでいうならば、ほぼ桓王（在位前七一九～六九七年）と恵王（在位前六七六～六五三年）の治世に重なっている。図一に平王以降の東周王朝の系譜を示したが、桓王は平王の孫であり、両者の間には即位できなかった洩父が挟まれている。^④ 前七〇七（魯桓公五年）年に「王（桓王）が鄭伯から政権を奪い、鄭伯は朝見しなくなった。秋、王は諸侯の軍を率いて鄭を攻撃した」とあるように、桓王はかつて王朝を支えていた鄭を排除しようとし、その権力闘争は最終的に両者の武力衝突をまねくことになった。桓王の権力基盤は必ずしも盤石なものではなく、王権崩壊の危機すらはらんでいたであろう。その時、平王―洩父―桓王という系譜の正統性、すなわち洩父を介して平王に接続する桓王の正統性を主張するために、古公亶父―王季―文王という系譜が想起され、古公亶父に平王が、王季に洩父が重ねられていったのではないだろうか。そして、この桓王朝で実権を掌握しつつあつた虢は、この系譜を再び換骨奪胎し、王季を自らの「はじまり」の始祖へと転用していったのではないか。必ずしも万全な論考ではないが、一つの試案として示しておきたい。

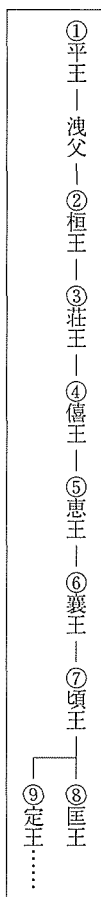


図 2

① 第三章注②に引いた『詩經』魯頌・閟宮には「至于文武、繼大王之緒」とあり、文王・武王が大王（古公亶父）の後継者であるとの認識が示されている。『史記』周本紀が「けだし」という一語を冠しながらも、「王瑞自太王（古公亶父）興」と記すのは故無きことではない。

② 松井嘉徳前掲書第Ⅲ部第二章「分節する氏族」。

③ 宮之奇は、この言葉の前に「大伯・虞仲、大王之昭也、大伯不従、是以不嗣」と発言している。號とともに晋に滅ぼされた處が太王（古公亶父）の子である大伯・虞仲の末裔であると語っており、ここにも文王の「はじまりの時」を超えようとする言説があったことを窺わせ

る。虞の滅亡後、この説話が呉の始祖説話として再利用されていたであろうことについては、吉本道雅『呉系譜考』（『立命館文学』第五六三号、二〇〇〇年。のち吉本道雅『中国先秦史の研究』京都大学学術出版会、二〇〇五年に再録）を参照されたい。

④ 『史記』周本紀に「五十一年、平王崩、太子洩父蚤死、立其子林、是為桓王。桓王、平王孫也」とある。洩父にかかわる記録はほかに存在しないが、『史記』の記述は何らかの系譜史料に基づくものであるう。

Memories of the Origin of the Western Zhou: Ancestors Described in Bronze Inscriptions and Poetry

by

MATSUI Yoshinori

The *Lai pan* 逯盤, excavated on January 19, 2003, from a hoard at Yangjiacun 楊家村 (Meixian country, Shaanxi province 陝西省眉縣) describes the service of eight generations of the Shan 單 family, from Shan-gong 單公 to Lai, to the Zhou kings, from King Wen 文王 and King Wu 武王 to King Xuan 宣王. The inscription is in the self-narrative-style, beginning with the phrase, “Lai says 逯曰”. Although the Zhou people saw King Wen and King Wu as reigning at the “beginning” of the dynasty, “former kings” and the “ancestors” of the subjects mentioned in the inscription are only mentioned collectively as unhistorical presences without specific names. In the late Western Zhou period, epic poetry appeared and inscriptions in the self-narrative style began to tell of the relations between the sovereign and his subjects using their names, and the statements regarding the past became historical accounts. The *Lai pan*, which concretely recounts sovereign-and-subject relations since the “beginning” of the Zhou dynasty, then appeared. When their subjects made the “beginning” of their family lineages coincide with the “beginning” of Zhou dynasty, Zhou kings attempted to assert their legitimacy by recalling the past achievements of far earlier kings, Houji 后稷, Gongliu 公劉, and Gugong-Danfu 古公亶父. The epic poetry of earlier kings, locating Houji at the beginnings of the Zhou people, linking Gong-liu to memories of the land of Bin 邠, or associating Gugong-Danfu with the land of Zhouyuan 周原, were sung. In contrast, specific memories of Wangji 王季—father of King Wen—were not recalled. Wangji’s only role was to link King Wen to Gugong-Danfu. This positioning is analogous to that of Xiefu 洩父, who tied King Huan 桓王 with King Ping 平王 of the Eastern Zhou dynasty. It is thought that the genealogy of King Ping—Xiefu—King Huan, which guaranteed the legitimacy of King Huan might reflect the genealogy of Gugong-Danfu—Wangji—King Wen. In using this account, the Guo 郭 clan, which held power during the reign of King Huan, sought the “beginning” of their family line with Wangji. By emphasizing the genealogy of Gugong-Danfu—Wangji—King Wen, King Wen was “buried” in the genealogy, and the accounts that saw King Wen and King Wu at the “beginning” of the dynasty were forgotten.